

令和 7 年 9 月 9 日招集

令和 7 年

第 6 回若桜町議会定例会会議録

(令和 7 年 9 月 1 0 日)

若桜町議会事務局

令和 7 年第 6 回若桜町議会定例会（第 2 号）

招集年月日	令和 7 年 9 月 1 0 日				
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）				
開 会	午前 9 時 2 0 分				
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆	
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守	
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明	
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠	
	5 番		1 0 番	山 根 政 彦	
不応招議員					
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆	
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守	
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明	
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠	
	5 番				
欠 席 議 員	1 0 番	山 根 政 彦			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司	
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詢	
	総 務 課 長	山口由企夫	教育委員会次長	下石 裕美	
	企画政策課長	中島 毅彦	町 民 課 長	川戸 康之	
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	藤原 祐二	
	税 務 課 長	山本 賢一	地域整備課長	竹本 英樹	
	地籍調査課長	矢部 広一	経済産業課長	谷本 剛	
	農業委員会事務局長	小林 貴之			

会議の顚末
一般質問（９月１０日）

副議長（小林誠）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は８人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第１

一般質問を行います。順次質問を許します。
６番、山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

改めまして、おはようございます。６番、山本晴隆です。傍聴にお越しやインターネットでご視聴されている皆さん、ありがとうございます。

さて、９月７日の午後３時頃、地元の石破総理が、辞任の意向を固めたことが速報で流れました。衆参議員選挙での大敗を受け、自民党で臨時の総裁選前倒しの実施を求める書面の提出前に、党が分裂される事態を避けるため、自ら身を引くことを決断されました。大変残念な結果となりましたが、これからは鳥取県はもとより、日本のために尽力していただきたいと思っています。

話題を本町に移しますが、５月初旬に植えた水稻苗も、黄金色の稲穂が実り、稲刈りも始まりました。米高騰の中、例年以上の収穫を期待しているところでもあります。まだまだ暑い日が続くようですが、体調や天気を気にしながら、日々の議員活動、自営業等に頑張っていきたいと思っています。

それでは、通告している２つのテーマで質問させていただきます。初めに、町長就任後の政策の成果と今後について、２番目に、若桜町通学助成について、教育長、町長に質問

させていただきます。では、１番目を始めます。

町長は、令和４年２月、就任当時から引継ぎ事項はもとより、様々な政策を提案し、実行されてきたと感じております。特に、買物環境整備では、鳥取県内で大規模に生鮮食料品を中心に、日用雑貨などの販売をされていたＪＡグループのトスクが、次々と経営を断念されました。特に、県内の中山間地に暮らす住民の不安は高まり、連日各メディアでも報道されました。

そんな中、以前から様々な情報をキャッチされて、鳥取県や販売関係業者と交渉に臨まれ、議会とも最善策を模索しながら協議を重ねた結果、県内で最初にエスマートとの契約を締結でき、さらに上京され、土地建物所有者とも売買契約を結ばれ、住民の不安を短期間で解消することができました。執行部、１常任委員会制の議員全員で協議した結果で本当によかったと思っています。

また、前町長から引き継いだわかさ生協診療所の老朽化に伴う移転建て替え計画や、医師の確保など、町の支援策についても、具体的に実現でき、近隣に新たな宅地の新町造成地も完成いたしました。

公共交通の再構築については、高速バスの継続運行と、地域コミュニティタクシーの利益、利便性向上、デマンド便の体制強化、グリーンスローモビリティの導入活用は、議会とも再三協議を重ね、事業化されました。

また、若桜ＩＲＵ告知システム等更改業務や、行政サービスの向上を目的としたコネクテッドカーの導入、デジタル地域通貨などの事業が挙げられますが、今期の政策の成果について、町長に所見をお伺いいたします。

以上で壇上での質問は終わります。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

改めましておはようございます。山本晴隆議員から、就任以来これまでの政策の成果について、町長の所見を伺うというご質問をいただきました。

私は、令和4年の2月20日に就任いたしました。人口減少に歯止めを掛けるということを最優先課題とし、町民の暮らしを守ること、そして地域経済を潤すことの2つを政策の柱として意識しながら、町政を運営してきました。議員に言及をしていただいた政策も含めまして、少し振り返ってみたいと思います。

まず、町民の暮らしを守るという柱に関しては、町政を揺るがすような大きな波に直面し、それを乗り越えることで得られた成果というものがあったかと思います。

一つは、議員も言及されました、トスクの撤退の問題でございます。就任前から、新聞報道等がございましたけれども、町の死活問題であると捉えまして、危機感をもって早め早めに手を打ったことがいい結果につながったのではないかと思います。

店舗につきましては、エスマート寺谷社長様のご英断で出店が実現し、移動販売につきましては、小嶋さんの地域貢献の思いで存続ができました。また地権者である木島さんは、危機感を共有され、公設民営方式に全面的に協力してくださいました。県が情報面や財政面で多大な支援をしていただいたことが大きな力となりました。そして、町議会がすぐに特別委員会を設置して寄り添っていただいたことで、ともに難局を乗り越えられました。こうして皆様のご協力のおかげで、町民の買い物環境を守ることができたと思っております。

もう一つは、わかさ生協診療所の移転リニューアルの問題です。これも議会の皆様の一つひとつ相談をしながら、診療施設への補助制度や医師確保の支援策をパッケージで提案

できたことが、鳥取医療生協様の町内にとどまっていただくというご決断につながったものと思います。そしてデイサービス施設と高齢者住宅を併設して、若桜さくらの郷として開業され、住み慣れた若桜でいつまでも暮らし続けたいという町民の願いをかなえていただいております。

若桜さくらの郷の隣には、製材所跡の町有地に住宅団地を整備しました。近く販売を開始しますが、地元町民も対象に創設した大型の住宅支援補助金とあわせて、様々な住居のニーズに対応した支援制度を用意することができました。

町民の足となる地域公共交通につきましても、利便性が高く持続可能な交通体系への見直しに向けて、今まさに関係集落に出向いて、共助交通や町営バス定時便・デマンド便の再構築の議論を進めているところです。

まだ道半ばですが、その中でもグリーンスローモビリティについては、町民のまちづくり委員会から出た提案を検討委員会でも再三実証実験を重ね、車両導入や運行計画にあたっては、常任委員会で何度も議論を重ねて、予算を通していただきました。

また、日本交通高速バス大阪行き若桜経由便も、八頭町のご理解とご協力をいただき、協調して利用助成を行う形で、便の復活を実現することができました。

そのほかにも、言及のありましたIP告知システムの更新には、総額で約3億5千万円近い多額の事業費を要しましたが、議員の皆さんと上京して、県選出国會議員に陳情を行い、デジタル田園都市国家構想交付金を獲得し、補助裏に過疎債を充当するなど、財源の確保ができたことは大きな成果であったと思います。また、学校給食費無償化や出産祝い金の拡充など、子育て支援にも積極的に取り組みました。

加えてコロナ禍を経て、人と人がつながる場づくりにも力を注ぎました。各種イベント

の復活によるまちのにぎわいづくりや、池田地区の集落支援員の活動による地域食堂に象徴されるようにコミュニティの活性化を通して、地域活力の回復増進につながったと思います。

もう一つの柱であります地域の経済を潤すということにつきましては、産業の振興、特に基幹産業である農林業や観光産業を振興することで、所得の向上や雇用の確保を図ろうと取り組んでまいりました。これらはいずれも成果はこれからでございますけれども、土台となる環境整備を進めています。

例えば林業につきましては、町内の素材生産量がここ数年、年間2万立米の手前で伸び悩んでおり、路網整備や林業従事者の確保育成など、様々な課題に対応しつつ、特に山林境界の明確化の遅れを喫緊の課題と捉えて、山林境界明確化事業と地籍調査につきましては課を新設して、山地調査に着手をしたところでございます。

また農業につきましては、まずは集落を基盤とした農地や水路等の維持管理の体制づくりを進めるため、国の多面的機能支払交付金や中山間地域等直払支払交付金の受け皿となる集落の広域組織化を進め、水田を中心に耕作放棄を防止し、農業生産を継続できる体制を整備しているところでございます。

観光につきましては、お金の稼げる滞在型の観光産業を目指して様々な手を打ってまいりました。

まずは、役場の観光部門の駅前移転で関係機関との連携を強化しましたが、観光協会と連携したデジタルスタンプラリーの導入、観光分野の地域おこし協力隊の採用のほか、現在、観光の担い手となります観光協会の法人化による組織体制の強化の検討を進めています。

古民家を活用した分散型ホテルを全国で展開する株式会社NOTEさんとの観光まちづくりの取組はこれから始まるところでござい

ます。

また、若桜鉄道は黒字転換いたしましたけれども、沿線旅客人員が減少傾向の中、観光列車の導入可能性について検討を進めているところでございます。

さらに、地産地消を促進し、地域経済を循環させるため、デジタル地域通貨の年度内導入の準備を進めており、地域経済振興の大きなツールとなるものと期待をしております。

以上、3年半の町政運営を振り返ってみたいですが、私は就任以来、議会との政策協議を最も重視してまいりました。

政策課題を次々に議会に投げかけまして、しっかりと相談をし、議論し、着地点を見出しながら進めてまいりました。この3年半を評価していただけるとすれば、それは議会と執行部が車の両輪としてしっかり町政を進めていったということではないか、改めてそうした感想を持っているところでございます。以上です。

副議長（小林誠）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

はい、様々な成果をお聞きしましたが、私も同感でございます。

先ほど町長も触れられましたけれど、若桜町議会は前期の後半から、県内初の1常任委員会制を取り入れ、執行部との協議なども徐々に馴染み、よりスムーズな議会運営が整いつつあると感じております。

今期を振り返ると、常任委員会の月例定例委員会の開催にあわせた、町長、執行部、議会事務局との日程調整など、慌ただしく活動してきましたが、常に委員会に出席され、他町とは違う、担当課との協議ではなく、各委員が直接町長にも意見、提案、要望できる委員会運営ができたと感じております。今後もできる限り毎回の出席をお願いして、1番の

(2)の質問に移ります。

令和4年に行われた町長選挙と議会議員選挙は無投票で終わりましたが、辞任もあり9人体制の議会と町長の任期は同じで、残り約半年となり、実行できる事業は限られると感じています。

若桜駅周辺のマスタープランの策定に伴う古民家を活用した分散型ホテル、いわゆる滞在型の儲かる観光戦略を実現するためのまちづくり推進事業など、まだまだ計画段階の事業もあります。

人口減少に伴う少子高齢化対策、移住定住対策、福祉業務等、若桜鉄道株式会社の車両の更新や存続など、課題が山積する本町ですが、今後の活躍も期待されるところでもあります。

単刀直入にお聞きしますが、2期目に向けた町長選挙に出馬をされるお気持ちがあるのかお伺いいたします。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

山本晴隆議員の重ねての質問にお答えいたします。

2期目に向けた町長選挙への出馬の意思についてのお尋ねでございます。期待を込めたご質問を頂戴しまして、大変光栄で、かつ身の引き締まる思いでございます。

この3年半の成果につきましては、先ほどお答えしたとおりでございますけれども、例えば、地域公共交通の再構築はまだ道半ばでございますし、農林業や観光産業など地域経済の振興も成果はまだまだこれからでございます。

議員がご指摘された課題は、いずれも大きな課題として山積しておりますし、とりわけ人口減少になかなか歯止めが掛からず、様々な分野で人材不足が進む中で、今後地域社会

をどう維持していくかということが重い課題としてのしかかっております。

大変険しい道行ではございますけれども、今取り組んでいる政策を着実に前に進めていけば、きっとその先には光明が見えてくるのではないかと信じているところでございます。

まだ任期まで約半年ございますし、残りの任期を全うすべく全力で取り組むことがもちろん最優先ではございますけれども、その先に気力・体力が続き、町民の皆様のご支持がいただけるのであれば、2期目に向かってみたいという気持ちを持っているところでございます。以上です。

副議長（小林誠）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

予想どおり、再出馬なさるということで、ひとまず安心しております。それに向けて、いずれにしても、特にマスタープランの策定に伴うまちづくり推進事業実施については、現在も進められている伝統的建造物群保存地区保存事業と関連する事業だと考えます。

そのためには、経済産業課、観光商工室、教育委員会事務局、企画政策課などの各課の連携が必要であると思います。通告していませんので質問はしませんが、残りの任期で、先ほども申し上げましたが、できる限り頑張りたいと思います。また、議会も事業が少しでも前に進むよう、協力していきたいと考えています。

我々議員も定数を10から8に削減し、現在の9人から1人減ることになります。厳しい選挙戦が予想できますが、議員個々で準備を進めてまいりたいと考えております。以上で1の質問は終わります。

引き続き2番目の、若桜町通学助成金についての質問をさせていただきます。

現在の若桜町通学助成金制度は、定期券購

入者に対し、1か月あたり5千円を控除した額を助成され、鳥取市内に通学されている場合も同じ助成を受けることができ、保護者の負担がかなり軽減され、好評であります。

しかし、現在の助成金交付要綱では、高等専門学校は第1学年から第3学年まで、専修学校にあたっては、高等課程に限るとなっております。

よって、市内の大学、専門学校に通われている学生は、定期券購入時の学割はあるものの、1か月分の通勤定期と比べてもさほど変わりがないように思います。

昨年末から今年にかけての物価高騰に伴い、保護者から高校卒業後も通学費の補填ができないかと私の方に問い合わせがありました。

18歳で自動車免許の取得はできるが、取得費用が高額なのと、免許を取らせても、自動車の購入費や維持は、負担が大きくてとても手が届かないと言われました。

ちなみに、ある自動車学校の取得料金を調べてみました。ストレートで取得できても、普通免許のマニュアル車は、34万6千円。オートマチック車でも32万8千円でした。それプラス、自動車購入費や維持費などが必要でございます。

大学や専門学校の授業料は、所得の多い少ないにかかわらず、保護者にとっては大変な負担があると思います。

近年、本町の学生数は、人口減少に伴い、激減していると思います。助成制度を構築して、1人でも多くの若者たちに、若桜町に生まれてよかったとと思っていただき、本町に住み続けてほしいと思います。

申請により、高校卒業後2年から4年間、少しでも若桜町独自の支援ができないか。はじめに、所管の教育長に所見をお伺いいたします。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。盛田教育長。

教育長（盛田恭司）

先ほどの山本晴隆議員のご質問にお答えします。若桜町通学助成制度は、定期券購入者に対して、1か月あたり5千円控除した額を助成されています。保護者の負担はかなり軽減され、好評であります。大学専門学校等に通われる学生の保護者から、通学費の助成ができないかと問い合わせられました。1人でも多くの若者に若桜町に生まれてよかったとと思っていただき、卒業後も若桜町に住み続けてほしいと考え、若桜町独自の助成ができないか、所見を伺うとのご質問でございます。

最初に、高校生を対象とした通学助成制度についてでございますが、この助成金は、鳥取県内の高等学校に通学する高校生を対象に、通学費等を助成するもので、議員のご質問にもございましたように、鉄道あるいは路線バスの定期券を購入した場合の助成額は、一月あたり、定期券購入額から5千円を控除した額でございます。例えば若桜駅から津ノ井駅を利用した場合でも、鳥取大学前駅までを利用した場合でも、保護者の負担は一律5千円でございます。

さて、ご質問のありました大学、専門学校等へ通う学生の通学助成についてでございますが、制度導入にあたっては、いくつか考慮すべき点があると考えております。

一つ目は、対象者についてでございます。高校生の通学助成対象者は、学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、そして同法第124条に規定する専修学校に在籍する生徒でございますが、高校卒業後の進路といたしましては、学校教育法第1条に規定する大学、これは短期大学を含みますが、あるいは、高等専門学校、そして同法第124条で定める専修学校などがございます。さらに、同法134条では、学校教育に類する教育を行うもの、各種学校、これは例えば理美容学校等があらうかと思ひ

ますが、こうしたものを規定しており、高等学校卒業後に選択される進路は多岐にわたるものと推測されます。

二つ目は、対象校のエリアについてでございます。現行では、県内の高校となっております。三つ目は、利用、交通機関についてでございます。助成対象交通機関を鉄道とバスに限定するかどうかということでございます。

四つ目は、助成額について。そして五つ目は助成期間についてでございます。大学専門学校等は、卒業までの年数が様々である上、諸事情により、卒業までの年数が延びる場合も推測されるところでございます。

以上のように、導入にあたっては考慮すべき事項が多々あるところではございますが、いずれにいたしましても、議員仰せのとおり、卒業後も若桜町に住み続けてほしいという思いは同感でございますので、熟考してみたいと考えております。以上でございます。

副議長（小林誠）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

ちょっと予想していないような、前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

同様の質問になりますが、再度町長にお聞きしたいと思います。保護者の交通費の負担を減らして、地元短大、大学、専門学校などに通う条件を改善すれば、若者の県外進学が少しでも減り、県内への就職にもつながると思います。

今積極的に取り組まれている町外からの移住定住政策も大変重要なことだと思いますが、まずは地元の若者をつなぎ止めることができないか。さらに、近い将来は、移住定住された方々のお子様たちにも使える施策になればと思い、今回の質問を提案しました。

私が、議員1期目の教育民生常任委員会の調査研究で、岡山県の西栗倉村に行きました。

その当時の村長の挨拶に、心に残った言葉があります。『どうせ少ない子どもたちを村が本気で育てていく』と力強く言われ、深い感銘を受けました。教育長の答弁とほぼ同じだと思いますが、町長なりの所見をお願いしたいと思います。答弁を求めます。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

山本晴隆議員の重ねてのご質問にお答えします。大学専門学校等に通学する学生への通学助成についてのお尋ねでございますけれども、先ほど教育長の方から答弁がございましたけれども、現行の高校生の通学助成制度を大学や専門学校等に通う学生に拡大することについては、いくつか検討すべき課題があるということでした。

この高校生の通学助成金制度の助成対象者は、要綱によりますと、当の高校生ではなくて、若桜町在住の保護者というふうにされておりまして、子育て家庭の経済的負担を軽減しようという趣旨の制度でございます。

高校を卒業いたしますと、親元を離れて暮らす人も多くございまして、一般的には子育て支援の対象とはなかなか言いにくいところがございます。この制度の枠組みで大学生等を支援することについては少し無理がある部分もあるのかなというふうに思います。

ただ、卒業後も若桜町に住み続けてほしいという思いは私も同感でございますので、子育て支援対策ではなく、定住対策の観点で、若桜町から鉄道を使って通う大学生等に何らかの支援ができないかということをも実行してみたいと考えております。以上です。

副議長（小林誠）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

前向きな答弁ありがとうございます。
少しでも皆さんのお役に立てればと思ってしましたところ、前向きな答弁をいただきました。

最後に答弁は要りませんので、少し言わせてください。若桜町のような中山間地に生まれた子どもたちは、生まれながら、自然環境の影響や、通学距離や、時間など不利な条件を抱えています。行政の力で少しでも軽減されてはと思います。進学、就職などで町を離れていく若者が少しでも減ることを期待して、私の一般質問を終わります。

副議長（小林誠）

続いて一般質問を許します。2番、森田二郎議員。

議員（森田二郎）

皆さんこんにちは。2番森田です。今回は農業の支援についてと、スキー場のグリーンシーズン活用について質問をさせていただきます。では最初の質問に移ります。

今年も猛暑の夏でした。各地で水不足による農作物への被害がメディアに取上げられ、米価格の高騰が懸念されます。また、先日の新聞に、小泉大臣の農家への戸別所得補償制度を見直し、土地集約によって水路を含めた農地の基盤整備を行うといったコメントや、一部野党の、水田10アールあたりに2万3千円の直接支払い制度とするコメントが紹介されていました。そして、7日日曜日の新聞には、JA鳥取が2025年産米の集荷時に支払う生産費払いを一等米60キロあたり2万2千円に決めたという記事も掲載され、一部で一歩前進、歓迎するといった言葉や、これだけではなかなか生活が向上するとは言えないといった言葉も載せられていました。

これを受けて、若桜の農林振興は、一等米30キロあたり1万1,500円とされたよ

うですが、これらが中山間地域の米づくりにどのような影響を与えるのか注視していかななくてはいけないと思っています。

こうした中で、現状を見ますと、人口減少、少子高齢化により、農業就労人口も減少の一途をたどっており、将来、米生産農家が大幅に減少することが懸念されます。

本町でも支援の一つとして、中山間地域等直接支払い制度や、多面的機能直接支払い制度等に取り組まれています。これにより、例えば集落営農などのように農業をどのような形で残し継承する人材を育成、活用をしているのか、どうしていくのかを含めて、今後、農業をどのように進めていこうとされているのか、町長の所見を伺います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

森田二郎議員の一般質問にお答えいたします。集落営農、農業をどのような形で残し、継承する人材育成・活用をどうしていくのか、今後、農業をどのように進めていこうとされているのか、所見を伺いますとのご質問でございます。

農業をめぐる状況は大きく変化しています。国においては昨年度、「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正され、今年4月には今後5年間の施策を方向づける基本計画が策定されました。食料安全保障、特にコメ輸出の大幅な拡大が打ち出されるとともに、生産基盤の強化、新技術の導入や生産性の向上により作物の着実な増産を図り、食料自給率の向上、現状の38%から5年後に45%へ、を目指すこととされ、合わせて、昨今の米価高騰等を背景に、水田政策について、令和9年度から抜本的な見直しに向けた検討に入ることが盛り込まれました。これまで減反や転作奨励を進めてきた水田政策が、今後、大きな転

換点を迎えようとしています。

今後、施策レベルでどのように具体化されるのか、特に私たちのような零細な農地や中小農家が多く、大規模化の困難な山間地農業や農村に対して、どのような手立てを講じられるのか、今後ともしっかりと国の施策の方向性を注視しつつ、その動向を踏まえながら、本町としましても、地域の農業を維持し、次世代へ継承していくための環境づくりにしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

本町においては、過疎化、高齢化により、農地の維持管理や耕作放棄の防止が切実な課題となっています。こうした中、昨年度、農業経営基盤強化促進法に基づき、令和6年度までに地域計画を策定した国の方針に基づき、地域計画を策定しました。これは、農地一筆ごとに10年後を見据えて、地域内の農地・担い手の状況を明確にし、将来にわたって持続可能な営農体制を確保するためのものです。

こうした地域内での営農活動や農地の維持のために、中山間地域等直接支払交付金制度は、重要な役割を果たし、これまで各集落によって、主体的に進められてきました。昨年度で第5期の制度が終了し、第6期に移行するにあたり、事務負担が大きいことを理由に協定をやめたという集落が一部ありましたが、広域化し、事務局機能を集約・確保することで、参加集落を令和6年度の22集落から令和7年度は30集落に拡大し、これを2つの広域協定に統合して、事業を進める体制ができました。この協定により、農作業や草刈り等について、労働力を補完し合いながら連携した活動が可能となります。

また、これまで、農業・農村の持つ「多面的機能」を支える取組として、多面的機能支払交付金による農地周辺の水路や農道の維持、草刈りなどの共同活動を行う集落組織を支援してまいりました。この取組についても、同様に広域協定への移行を進め、令和6年度の6集落から令和7年度は31集落に拡大し、

2つの広域協定に統合することで、担い手不足に対応した効率的な活動体制の整備を図ることができました。

このように、本町では「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金」などの国の制度を有効に活用しつつ、地域計画に基づいた担い手の育成・農地の維持を図ってまいります。

一方、本町の特色を活かした特産品振興については、若桜米やエゴマについては引き続き販路の開拓や有利販売に努めてまいります。合わせて、昨年末、そばの生産振興組織である若桜町そば協議会が設立されました。遊休農地等への生産拡大を図りつつ、「そばまつり」の開催等を通じて若桜のそばのブランド化を進めることとしています。

こうした特産品の振興については、地域おこし協力隊の制度を活用し、都市部からの移住者を受け入れ、新規就農や地域営農組織での活動を支援しております。現在も協力隊として活動しているメンバーが、水稻、そば栽培やエゴマの加工に携わるなど、特産品振興に意欲的に取り組んでいます。今後とも、協力隊制度の活用を拡充するなど、地域に必要な農業人材を継続的に確保・育成してまいりたいと考えております。

副議長（小林誠）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

非常に細かく、そして若桜町内の農業の形をしっかりと整えて維持していこうと言われる姿勢がよく分かりました。少し安心をしています。それで、やはりついこの間、大分前になるんですけれども、実は町長さんにも、担当課長さんにもお断りして、鳥取大学農学部の松村一善教授、この方は農業経営学のご専門ですし、それから木原奈穂子准教授、この方はアグリビジネス会計学という、ちょっ

と何か難しい学問のご専門なんですが、このお2人と研究室にてお話しする機会を得ました。その時に言われたのが、やはり農業の活性化って短期では無理なんだと。5年から10年のスパンで考えてほしいと。それは人材育成も含めてです。外部コンサルタントを頼まれる方もあるんですが、大体コンサルタントの、いわゆる提案の成功率って10分の1なんだそうです。それに比べて鳥取大学は継続的に関われるし、非常に費用が安くて済むと。それで、ぜひ、地域に出たい、出させて働かせてもらいたいという姿勢で臨んでいるですよっていう話を伺いました。これはもったいないなと。活用しなきゃいけない。

それでこの間、町長さん、鳥取大学との自治体のキックオフに出られた。この医学部との連携も、協定はいいんですけども、まず、やっぱり鳥取大学農学部、すばらしい経営のノウハウ持っておられると思いますので、ぜひ、連携をしていただきたいなと思っております。

それはなぜかという、前三徳レンジャー等を企画された中川玄洋さんの取組もあります。吉川にも入られましたけれども、この方たちの活動は長いスパンで、いわゆる農業をやらない人、初心者でも長いスパンで関わらせて、農業に振り向かせていくと。それで関わる地盤をつくっていくという想定でなされていますので、そういう農業への取組については、ちょっと先進的で、これから見るものがあるんじゃないかと思います。

その中で出ましたのが、実は半農半Xという言葉でした。兼業農家は知っているんですが私、半農半Xって知りませんでして。執行部の方のご専門ですからご存じだと思いますが、兼業農家とは、ちょっと若干違いまして、関わり方が。

実は、その半農半Xはもう1回大阪で話を聞きました。7月の19日に大阪の天満橋で全国の移住大会というのがありまして、そこ

に全国の47都道府県のブースが開かれて、県内全部ではありませんけれど、一部の市町村がそのブースの中に入られました。鳥取県も麒麟のまちの関係で若桜、八頭あたりも入っておられて、大変頑張っておられました。非常にたくさんの方が来られて、実はブースも刺激になったんですが、そこで行われている講座がすごかったなと思うんです。

どんな講座かっていいますと、どういった地域を選べばいいのか。どういった空き家や住居を選べばいいのかっていう講座ですね。あとは移住先で起業するにはどうしたらいいのかっていうような講座がありました。

その中の1つに農業がありました。それで農ある暮らしの進め方っていう題名での講座でして、その時に講師の方が、移住される皆さんは、どういう形で農業と関わっていきたいですかという質問された。その時に2つされて、専業農家のように本当に農業に関わって生活を立てていきたいんですか。いや、そうではなくていわゆる天職を持ちながら、少し農業に関わって農業を体験し、自給自足のような形でもやりたいのか、どっちですかって聞かれました。大体想像できると思いますが、圧倒的に後の方、いわゆる先ほど言いました、半農半Xのような、Xというのは天職だそうなんですけれども、取組が非常に多い。そのブースには百人以上ざっと詰めかけられて、人が座れないぐらいの人気のブースでした。

そういうことを考えますとこれから、今、基盤は整備されました。どういった農業の担い手を求めているのかというのが重要になってくると思います。それで、これ、ちょっと調べてみたんですが、福岡添田町あたりは、非常に先進的な取組をされて支援をしておられます、半農半X。大分もかなり色んな町村で半農半Xへの支援がなされています。島根も何かやっておられるそうですし、香川県の事例もたくさん出ていました。

ということは、やはり人口が減少している県または地域では、そういう農業への関わり方を希望する人も受け入れるという方向に切り替えておられるように思いますが、町長さんこの辺のいわゆる農業への関わり方が少しこれまでとは違う方々の受け入れについての、またお考えがありましたらご意見をください。お願いします。

副議長（小林誠）

町長、通告から外れる内容になりますが、大丈夫ですか。答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

農業への関わり方、半農半Xということで、そういう人材の確保についてのご質問でございますけれども、冒頭にありました鳥取大学の松村先生、木原先生のお話に関連しまして、鳥大、地域の方で地域課題に取り組みたいというようなお話がありました。ちょっとその辺りをお話しさせていただきたいと思っております。

先日、9月2日に、鳥取大学の地域未来共創センターの取組の地域プラットフォーム、キックオフの会がございまして、これは地方創生2.0の「令和の改新」県民会議というのを鳥取県中心になって産官学金言労の集まりをつくっておられますけれども、その中の学の鳥取大学、環境大学を中心とした取組、特に鳥取大学の取組としての会議のキックオフということで出てまいりました。

非常に原田学長さんはじめ鳥大の皆さん大変前向きで、各市町村の課題、地域課題に市町村とともに取り組んでいきたいという意気込みを語っていただきまして、各町がそれぞれの課題を提出したわけですが、それに対して今後しっかり深堀りをして、中間報告、さらに最終報告ということで年度末には方向づけをしたいというふうにおっしゃってございました。

また、私の方からはその鳥大との、医学部とのサマーキャンプの取組を含め、若桜町を過疎地域の医療あるいは健康づくりのフィールドワークの場として、ぜひ、活用を検討していただきたいと、遊休施設、廃校もございしますし、そういったお話と、あと、観光まちづくりについても知見をいただきたいというような、そんなお話をいたしました。

先ほど松村先生、木原先生の方からどんどん地方に出て、農業についても課題の解決に力を注ぎたいというお話があったということでございますので、そういう分野でも連携できることがないか検討してみたいと思いました。

それと半農半Xということで、やはりこの中山間地域の農業というのは暮らしと密接に結びつく基幹産業でございまして、その農業を基盤に置きながらプラスアルファで生計を立てていくというのが、これからの中山間地域での生活のスタイルになっていくんであるというふうに思っております。

そのXが何であるかというのは、また、それぞれ個人個人の思考等によって、田舎ならではのローカルビジネスといえますか、そういったことを手がけられる方もいらっしゃると思いますし、ぜひそういうライフスタイルというものは、町としてもしっかり応援していきたいと思っております。

そういう意味で地域おこし協力隊に農林振興の方へ入っていただいて、今、活動していただいておりますし、その中で農林振興の草刈りであったり、収穫であったりというようなことをしながら、太田酒造場の方で酒づくりを勉強されたり、幅広く色んなことをされている隊員の方もいらっしゃいますし、この若桜の中でどういったそのXの部分かを、提案なり提供できるかっていうのはこれから色々掘り起こしてみる必要があるかと思います。そういったライフスタイルというものをしっかり大阪なり、東京の都市圏のほうにも提案

して、移住に結びつけるようなそういったことも取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

副議長（小林誠）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

丁寧な答弁、ありがとうございます。私が質問した部分の人材育成あたりがそこにあたる部分だと思っています。交流をしながら育てていくという方法を取るべきだなというのもご意見にありましたので、それも含めてこれから長いスパンで人材を求めていっていただきたい。その幅も広げていただきたいなと思っています。

県の方も調べてみますと人材育成についてはかなりの額の補助金を設けているようで、例えば農地中間管理機構支援事業なんかは2億円単位のものが準備されているようです。そういったことも含めて国や県の補助も受けながら上手に人材育成や担い手育成をしていただけたらと思います。よろしく申し上げます。それをお願いして、次の質問にかからせていただきます。

それでは2番目の質問に移ります。先週の土曜日に自然ガイド人材育成の研修に体験参加をさせていただきました。その際、氷ノ山近くに一泊しまして、早朝の氷ノ山の美しい空気、そして涼しさにすごい爽やかな気分で一日を迎えることができました。自然ガイドのほうは町内の川を利用したシャワークライミングというもので、これもすごい素晴らしい体験でした。初めて体験しましたがけれども、やっぱり若桜にこういう自然がたくさんあるから、そこに行って触れるだけでも大きな価値があるなと痛感したところです。

その氷ノ山、自然の資源の大きなものである氷ノ山スキー場では、バイクイベント等グリーンシーズンの活用にも力を入れようとされ

ています。これらの一過性と言っては語弊がありますが、そういう取組だけではなく、また、アスレチックやジップラインのような多額の費用を必要としないものとして、スキー場やその周辺で地図や方位磁石を基にポイントを探して時間を競うゲーム、オリエンテーリングや、視界が大きく開け、光が少ないイヌワシコースの高天原での星空観察等、スキー場全体を視野に入れたシーズンを通して実施可能で、気軽に楽しめて集客が見込める活用も考える必要があると思いますが、今後の取組について所見を伺います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。氷ノ山スキー場のグリーンシーズンの活用について、一過性の取組だけではなく、シーズンを通して実施可能で集客が見込める今後の取組について所見を伺うとのご質問でございます。

若桜氷ノ山スキー場の現状に鑑みますと、地球温暖化による雪不足、レジャーの多様化、少子高齢化等の影響によりスキー人口が減少傾向でありまして、スキー場経営や周辺の宿泊施設にも影響が出ております。今後、健全なスキー場の運営を行っていくためには、グリーンシーズンの取組にも注力していく必要があると考えております。

グリーンシーズンの取組といたしましては、氷ノ山登山、キャンプ、バーベキューをはじめ、近年ではゲレンデを活用したグラススキー体験、Eバイクでのサイクリング体験等を実施して、シーズンを通した集客に取り組んでおります。

しかし、グラススキー体験参加者は令和4年度59名、5年度64名、6年度23名。サイクリング体験参加者は令和4年度23名、5年度4名、6年度13名と利用者が少なく、

十分な誘客促進が図れていないことも事実でございまして、指定管理者や氷ノ山ゲレンデ等活用実行委員会などの関係団体と連携しながら、改善を図っていきたいと思っております。

議員ご質問のオリエンテーリングにつきましては、令和5年度から鳥取県キャンプ協会の主催で氷ノ山エリアを主な舞台として、ロゲイニングというイベントを実施しております。谷口議員も中心メンバーで関わっていらっしゃるかもしれませんが、このロゲイニングとは地図アプリに頼らず、紙の地図に書き込まれているチェックポイントを巡り、それぞれのポイントに決められている点数の合計を競うイベントです。各ポイントを巡りながら若桜町の魅力を発見したり、地域の方との交流を楽しむことができます。

例年、山フェスイベントと同日開催をしておりますが、今年度は若桜町観光協会が主となりまして、イベント実施を予定しております。今後とも氷ノ山のグリーンシーズンを盛り上げるイベントの1つとして定着を目指していくとともに、一過性のイベントではなくて、シーズンを通して楽しめるような取組となるよう検討していきたいと思っております。

また、イヌワシリフトの下りた辺りにあります高天原での星空観察につきましては、これまでも地元の要望はありながら、長年、立地状況等の課題が多く、実現が困難でしたが、この令和6年度から鳥取森林管理所が施工しております落石防護柵設置工事のために、アルパインヒュッテから高天原までコンクリート舗装の工事用の道路が整備されました。

鳥取森林管理所のご厚意によりまして、工事終了後も恒久的施設として残していただけるということになりまして、これによって準備品の運搬ですとか、参加者が車で現地まで行くことが可能となりますので、今後、前向きに検討していきたいと考えております。

そのほかにも、氷ノ山観光業者組合から議会の方にも要望が出ておりますけれども、クロスカントリーの公認コースを整備して、夏場にもマウンテンバイクのコースとして活用することも検討してみたいと思いますし、また、例えば宿泊施設をペット同伴として、スキー場をドッグランに活用するなど、スキー場全体を視野に入れてシーズンを通して収益化できる事業を検討してまいりたいと思います。

いずれにしても、グリーンシーズンのアクティビティについては、最初から絞り込んでということではなくて、いくつか試行錯誤しながら、来場者のニーズやトレンドを見極めながら、氷ノ山に合うものに重点投資をしていくというような発想があってもいいのかなと思っております。地元の組合とも話し合いながら実現可能なものからやってみてはどうかと考えているところでございます。以上です。

副議長（小林誠）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

はい。イベントの取組まれるものっていうのは、先ほどありましたように、そこで終わってしまいがちなので、それがきっかけとなって若桜の特色としてグリーンシーズンにずっと続けてできるっていうようなことが生まれてくれば、やはり続けて来られるリピーターも含めて集客が望めるのではないかなと思いますので、ぜひ、また考慮していただけたらと思います。

それからやはり、これから町長さんが言われるような分散型ホテルの経営に踏み出すことを考えておられるわけですが、そういったホテルを利用される家族連れが何も別に準備しなくてもいい、経験も必要ないっていうような活動こそがやはりリピーターを生

んでいく、オリエンテーリング、ロゲイニング、言葉が違ってポイントも伝えていく、そのポイントが、来た時にはまた違っている、そういったことをたどりながら行く、何度でも氷ノ山を楽しめる、そういった工夫をしていけば、これは継続的なものになろうかなと思っています。

星空観察は天候に左右されるのでなかなか難しいところもあるんですが、これもそれほどお金は要らなくて、星座早見盤であるとか、または、たしか氷太に望遠鏡が眠ってるように思うんですが、どうなのでしょう。今、どうなっているのでしょうか。

そういったものを、既存のものを活用して星空を見るもよし、または月で隠れてしまったら月を見るもよし、そういった本当に高天原ってすごいきれいなところだなと思っています。

ついこの間ちょっと縁があって利尻島のほうに行かせていただいて星空観察をしたんですが、やっぱり光が多いと、どこに行っても駄目なので、高天原ってすごい開けているので、これからとっても伸びるところではないかなと思っています。

星取県鳥取の台風になれるかもしれない、そんなふうにも考えていますので、ぜひ活用をしていただきたいと思います。これからのそういった氷ノ山のグリーンシーズン活用、それからあと、先ほど言いました農業の活性化に期待をしまして私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

副議長（小林誠）

暫時、休憩いたします。

午前10時25分	休 憩
午前10時40分	再 開

副議長（小林誠）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて一般質問を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

傍聴者の皆さんこんにちは。日本共産党の中尾理明です。お出かけいただき本当にありがとうございます。

たくみの館では、今、戦後80年展が開催中ですが、8月30日、ギャラリートーク戦後80年を語る会が行われ、私も参加してきました。

はじめにたくみの館管理人の門村さんから展示資料の説明がありました。テント生地にペンキで描き持ち帰られたTさんの戦地の風景画や出征する人への色々な思いを込めた寄せ書き日章旗には、戦後生まれの私でも書き連ねていらっしゃる方のお名前を知っている人がたくさんありました。また、旧戸倉トンネルの上の方にある今も残る軍需物資を舞鶴方面に調達しようと造られていたトンネルの写真とその目的が紹介され、町内の戦争遺跡への認識を深めました。

その後、意見交換があり、何人かの方々から体験者としての生の言葉を聞く貴重なひと時となりました。ある方は自分が生まれた翌年にお父さんが出征され、戦地の中国で大変な苦労をされながら戦死され、お父さんの顔はとうとう見ることはできなかったこと、お母さんが大変な苦労をされ、自分たちを大きくされたことへの感謝の思いを語られました。ある方はお父さんの出征のとき、身重であったお母さんがひそかに涙を流されていたことを見て、幼少の自分も悲しくなったことを語られました。

また、この方はまちなかのご出身だと思うんですけれども、そこの忠魂碑の歌というのがありまして、忠魂碑の歌っていうのがあるのを初めて知ったんですけれども、自分は今でも空で歌えるっちはっきり言われて、リク

エストに伝えられて披露され、参加者一同から称賛の声が上がりました。

若桜町遺族会山根会長からは今年11月頃に戦争体験談文集を発行すると述べられたほか、若桜町政にも関わられた二人の方が戦争で九死に一生を得たことへの複雑な想いと平和の大切さを語っておられることが紹介されました。

最後に、門村さんは若桜町の400名を超える戦没者のうち、7割を超える300人以上の方が戦争末期の昭和19年以降の戦死者であると強調し、会を締めくくられました。言葉には表されませんでしたが、私には無謀な戦争の拡大の結果である戦死者への鎮魂の想いが込められているように感じました。

また、同時開催で、たくみの館2階展示室では戦中戦後、耳の不自由な聾者の方々がどのように暮らしてこられたか、その思いを載せた写真の数々が展示されています。

ギャラリートークの後、撮影者である若桜町出身の高田啓一さんから、自分が鳥取聾学校に赴任するようになった経緯、写真を通じて自己表現を広げた生徒たちのこと、言葉で伝えられないために手話が理解できない周囲の中で、格別病院での療養上の困難を強いられたことなどの話、彼らへの戦争に関する聞き取りと撮影に至った苦労話を聞くことができました。

NHKテレビ、お昼の時間帯で連続テレビ小説「とと姉ちゃん」、「あんぱん」が放映されています。前者は戦前言論等の取締法施行後特に国の都合のよい情報しか発信できず、言いたいこと、書きたいことが押さえつけられていた時代から戦後主人公が自分の夢、女性向け出版物の発行に挑戦する姿に心動かされます。

また、後者は戦死者の大半は餓死者だと言われていますが、戦地で自身が食べ物、飢えに苦しんだ経験から、逆転しない正義は飢えさせないことだと確信し、主人公二人は模索

し続け、漫画に集大成するまでのストーリーに目を奪われます。

戦後80年、新たな戦後を絶対につくらせてはなりません。世界ではロシア、イスラエルの侵略によりウクライナ、ガザで多くの尊い命が奪われている現実があります。それに対し戦争をやめさせ、戦火に怯える人々、国々に平和をという国際世論も大きく高まっています。私も微力ながら平和実現の力になればと願っています。

質問に入ります。最初の質問は、国民健康保険税（料）等の県統一化及び関連事項についてであります。保険税も統一に向け、鳥取県、県国保運営協議会は現在どのような方針で進めているのか伺います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

中尾理明議員のご質問にお答えします。冒頭、たくみの館の戦後80年展のお話がありましたけれども、私も見に行きまして、出征を激励する寄せ書きですね、あそこにちょっと個人的な話になってしまうんですけど、私の戦死した大伯父の名前があったのを見つけてまして、ああと思った、感じるところがございました。

本当に提案説明でも申し上げましたとおり、戦争体験の方々がだんだん高齢化して少なくなっていく中で、やはり戦争の悲惨さと平和の尊さというものをしっかり次の世代に伝えていかなきゃいけないという思いを強くしたところでございます。

それではご質問の保険税（料）の県統一化に向け、鳥取県は、現在どのような方針で進めているのか、とのご質問です。県の方針に関するご質問でございますが、県において本年4月1日付けで策定された「第3期鳥取県国民健康保険運営方針」から引用しますと、

「医療費を市町村単位から県単位で支え合う仕組みに変更することにより、保険料の変動を抑制し、市町村国保の財政運営を安定させたいと考えており、令和7年度から、市町村が県に収める納付金に市町村ごとの医療費水準の違いを段階的に反映しないようにし、令和11年度には、完全に反映させないこととします。

また、保険料の完全統一については、賦課権限を有する市町村との検討の場を設けて引き続き協議を行います。」と記載されております。なお、この運営方針及び鳥取県国民健康保険運営協議会の議事録については、県のホームページにも掲載されているところです。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

県の方針について町長の方からご説明ありましたけれども、従来から私が申し上げておるのは県の統一化で今までの町で自主運営しておった国保会計が県の税の統一に基づく県の運営によって果たしてよくなるんだろうかという、そういう素朴な思いがあってこういう質問をずっと続けております。町の方としては、若桜町は改善の方向になるというふうに答えていただいているんですけれども、引き続き注視してまいりたいというふうにも思います。

2つ目です。保険税（料）の県統一化が開始されて以降、町の国保財政調整基金はどのように活用されますか。県に拠出を求められることはないのか伺います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

保険税（料）の県統一が開始されて以降、町の国保財政調整基金はどのように活用され

るのか、県に拠出を求められることはないのか、とのご質問ですが、まず、国民健康保険事業財政調整基金についてご説明いたします。

この基金は、国民健康保険事業における給付増や保険税の収納不足により財源不足になった場合に備え、特別会計の余剰金を原資に積み立てているものです。

平成30年度の制度改革による国民健康保険事業の都道府県単位化以降は、都道府県に「国民健康保険財政安定化基金」が設置され、市町村国保において財源不足となった際には、都道府県設置の基金から貸付けを受けることとなりました。

この貸付けを受けた場合には、翌々年度以降の都道府県への納付金算定に反映されることとなり、当該市町村の保険税の増額要因となることから、その増額を抑制するため、財政調整基金を活用することとしております。

さて、ご質問では「保険税（料）の県統一が開始されて以降」とのことですが、先ほどのご質問の答弁でも申し上げたとおり、令和11年度の納付金ベースの統一に向け、本年度から段階的に開始されているところであり、それぞれの段階に応じてお答えしますと、まず、本年度から完全統一までの間については、各市町村で保険税率を決定することとなるため、これまで同様に保険税の増額を抑制し、被保険者の負担軽減に活用いたします。

次に完全統一以降につきましては、県内同一の保険税率となるため、県が算定する際に用いる標準的な収納率より実際の収納率が低い場合には財源不足が生じることとなりますので、その不足を補うために活用することとなります。

ご質問後段の県への拠出につきましては、第3期鳥取県国民健康保険運営方針においては、「国保財政基盤の安定のためにも、市町村において財政調整基金を活用することも想定されるため、引き続き保有することが望ましい」と記載されており、現時点では、完全統

一までの間は、県への拠出は求められておりません。なお、完全統一以降につきましては、今後、県及び各市町村との協議の上決定されるものと考えております。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。今、町としての独自財政として基金が積まれておるのを県の方に一方的に持っていかれるというようなことは現時点ではないということですし、基金を有効に若桜独自で現在運用できているし、これからも統一された段階でも、なお、そういう町の独自の基金の扱いもできるのじゃないかという答弁だったというふうに思いますので、理解したところであります。

3つ目です。国は令和8年度から10年度にかけて子ども・子育て支援金の一部を国民からの拠出による仕組みを検討していますが、その方法として国保など各種医療保険の加入者、被保険者から月額平均250円の見込みで保険料に加算して徴収する方針であると伝えられています。

これは重要な福祉施策でもある子育て支援の財政づくりに国民の負担を求める手法であり、逆に福祉切捨てにつながるものと考えますが、このことへの町長の所見を伺います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

国は、福祉の重要施策である子育て支援の財源づくりに国民の負担を求める手法を検討しているが、逆に福祉の切り捨てである。このことへの所見を伺う、とのご質問ですが、議員ご質問の、子ども・子育て支援金の財源の一部を各種医療保険から徴収する仕組みに

ついて、改めてご説明させていただきます。

これは、「子ども・子育て支援納付金賦課分」といい、従前の「医療給付費等賦課分」「後期高齢者支援金等賦課分」「介護納金賦課分」に加えて、令和8年度から新たに創設されるものです。

議員は「令和8年度から令和10年度にかけて、子ども・子育て支援金の一部を国民からの拠出による仕組み」とおっしゃいましたが、正確に申しますと、この子ども・子育て支援納付金賦課分は、令和8年度以降毎年度賦課されるものでありますが、新たな負担となるため、激変緩和措置として3年間で段階的に引き上げ、この間の財源不足分については、令和10年度までに限り「子ども・子育て特例公債」の発行により賄うこととされているものであって、決して「3年間のみの賦課」ということではございませんので、念のため申し上げます。

さて、改めて、ご質問へお答えさせていただきます。社会保険制度は、社会連帯の理念を基盤に、ともに支え合う仕組みであり、子ども・子育て支援金制度もこうした連帯によって、将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組みであり、支援金は保険料として整理されております。また、子ども・子育て支援の実施により、少子化・人口減少に歯止めをかけ担い手を維持することを通じて医療保険制度の持続可能性を高めることとなり、国民皆保険制度のもと、すべての国民が受益することとなる、と考えられております。

こうした考えに基づき設計された制度であり、中尾議員ご指摘の「福祉の切り捨て」となるものではないと考えます。なお、国民の負担増となることから、全国町村会から国に対し、「国の責任において、丁寧な説明及び周知を図ること」と要望されていると承知しております。以上です。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。激変緩和措置があつて3年間で数字的なものは出ていませんでしたけれども、最初、私が言いました250円平均下回るのかなと思ったりもするんですけれども、その緩和措置以後はおそらくそのままの支援金が加算されて国保税にかかってくるというふうに思うわけです。

それで、私の考えでありますけれども、私としてはやっぱり町がそのまま国の方針に従うということではなくて、やっぱり発言していく必要があるというふうに思います。

国に支援金の国民負担について中止を求めることは、私は本来の在り方だと思うんですけれども、それが実現できなければ町民負担の軽減も、今、物価高騰で大変な生活を余儀なくされている町民の家計を少しでも楽にさせるために、町の方でその分を負担すべきだと思いますが、どうでしょうか。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。この医療保険の方から、国民から広く負担をしていただいて、子ども・子育て支援金の財源にするという国の方針に対して、そこについて町のほうで負担をすべきじゃないかというご質問でございますけれども、今、本当に少子化というものが非常な勢いで進んでおりまして、昨年、1年間に生まれた子どもの数が68万人台、70万人を切ったということでございまして、これは国の想定だと2040年に70万人を切るという想定だったものが、15年早く実際、進行したということでございます。

このまま少子化が今のペースで進みますと、

本当に現役世代がどんどん先細っていくということで、様々な分野で社会制度が成り立たなくなってくると、この公的医療保険制度もそうですけれども、公的年金制度も含めて社会の制度が成り立たなくなってくると、若い世代も将来に希望が見いだせないということで結婚や出産をやめようということで、悪循環につながっていくということが非常に懸念をされるところでございます。

まずはそういう負の連鎖を断ち切るということが非常に重要になってくるわけで、そこを子ども・子育ての世代だけではなくて、これは高齢者から、あるいは企業も含めて社会全体が受益者になってくる話ですので、広く薄く負担をして少子化対策に歯止めをかけようという趣旨の制度でございます。これは国の政策として、そういう広く薄く社会全体で支えていくということですので、町としてもそういった方針に沿って制度を進めていきたいと考えております。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

最初の町長の答弁で福祉切り捨てではないとおっしゃいましたけれども、私はやっぱり福祉切り捨てにつながる大きな問題だというふうに思うわけです。それで、社会全体が広く浅く負担していくという、これまでの国の国民負担への考え方がよく引用されるんですけれども、国の福祉政策の貧困がやはりそういうふうな言葉に表れているのではないかと。したがって、私自身はもっと福祉施策に集中して、国民に影響を及ぼさないということこそが政策だというふうに思います。

ついでで何かちゃちな質問になるかも分かりますけれども、若桜の国保世帯は千世帯足らずだと思うんです。ちょっと正確に覚えていないんですけれども、もっと少ないと思

いますね。したがって、仮に千世帯であれば、加入者が千人だとすれば加入者1人あたり250円掛けると25万ということになります。こういうお金が町の考え方でやりくりできないものかなというふうにも思うんですけど。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。先ほど答弁いたしましたように、少子化対策、子ども・子育てを社会全体で支えていこうという国の制度趣旨でございますので、町民の負担分を町で負担するということについては考えておりません。以上です。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。ちょっと残念ですがけれども、やっぱり国の施政が私、大問題で、それに賛成した議会、国会の方々にも注文つけたいというふうにも思います。

2番目の質問は米軍機・自衛隊機の低空飛行訓練についてであります。その1つ、令和7年1月から8月までの町内で目撃された米軍機・自衛隊機について、飛行日数と回数の累計及びそのうち機体や爆音で明らかに戦闘機であると確認されたものの飛行日数と回数の累計を伺います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

令和7年1月から同8月までの町内で目撃された米軍機、自衛隊機について飛行日数と回数（累計）及び、その内機体や爆音で明らかに戦闘機であると確認されたものの飛行日

数と回数（累計）を伺うとのご質問です。

米軍機又は自衛隊機と思われる輸送機及び戦闘機の飛行日数は8日間、飛行回数は10回であります。また、戦闘機と確認されたものの飛行日数は5日間、飛行回数は7回となっております。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。昨年、以前からすれば多少、回数的には少なくなってきたのかなというふうに思いますけれども、町長が今示された回数ですか、それについてはおおむね私の手元に自分が目撃した記録を持っているんですけれども、大体同じような数字になっています。

一昨日も朝から夜にかけて何度も輸送機が飛びました。曇りでありましたから上空の機体は見えませんでしたけれども、そういう状態が果たして許されるのかというふうに思います。これにあたっては町民の方の目撃について町への通報を求める町の広報による呼びかけがされておりますけれども、1度だけです。

したがって、この目撃についての喚起を再びされるよう望みたいと思うんですけれども、広島県の北広島町、合併以前、広島県北自治体連絡会というのがありましたけれども、一生懸命、低空飛行をストップさせるための運動を取り組まれていました。

今、合併し、1つの町として北広島町があるんですけれども、北広島町の例を紹介しますと、あなたの情報提供が止めさせる力です、やめさせる力です。米軍機低空飛行の目撃情報をお寄せくださいということで、目撃、日時、場所、飛行方向、飛行高度、これ、近隣の山と比較して何メートルぐらいだということや飛行の機体の数ですね、音などについて情報を寄せるように広報を使って呼びかけて

います。私の手元に北広島町の資料がありますので、これも使っていただいてぜひ、再び喚起の方をお願いしたいと思えますけれども、町長の答弁をお願いします。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。町民に対して目撃情報の提供を呼びかけてはどうかということでございますけれども、広報等使って呼びかけすることはやぶさかではございませんけれども、ほとんどのケース、役場で確認ができますので、どの方向からどれくらい高さでどちらの方向に飛んで行ったというような情報はすぐ担当者がメモを取って、様式に落として県の方にすぐファックスで送るようにしておりますので、現状そういう情報が集まらなくてというような支障はないというふうに認識をしております。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。町長もよくご存じだというふうに思いながら申し上げるんですけれども、大体、町舎の上空近くを、三倉の山を越えていくんですけれども、氷ノ山方向ですか、その後ですね、菴米谷、私が聞いたのでは湯原の辺りで、低空で谷間を走って氷ノ山に向かうというふうに言われた方の話が非常に印象的だったんですけれども、その際言われたのは、急に下りてきて急旋回していったとか、そういうような話も耳にしました。

それで、私はちょっと2階から目撃する機会が多いものですから通報するんですけれども、なかなか全町的にそういう動きにはなっていないんじゃないかというふうにも思いますので、改めてそういうことを提案したいとい

うふうに思いました。

ぜひ、2回目をするみたいなことはたしか大分前に町長の方からも言われたような気がするんですけども、私の記憶が間違っておったら訂正しますけれども、どうなんでしょう。

町長（上川元張）

ちょっと私も今おっしゃったことが、よく理解できなかったんですけれども、私が以前答弁したということでしょうか。

副議長（小林誠）

中尾理明議員確実なことなんですか。町長が答弁をされたと今言われたことは。

議員（中尾理明）

私も町長に答弁をいただいたというふうに確実には思っていないんですけれども、改めて、要するに、町民の方々がそういう関心がありながら、町のほうに情報を出さないというのは私はよくないというふうに思っておりまして、そういう声が高まる、通報が高まり、その声が県と、そして国に届くということであると、大いにそういうことを喚起すべきだというふうに思いますんで、その辺での町長の認識を伺います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。大抵、飛行ルートにこの役場の上の辺りが入っているものですから、飛んできたなというのは、役場で必ずと言っていいほど、把握はできておるということでございますけれども、先ほどおっしゃったように、湯原の奥で急旋回したとか、そういったことまではカバーし切れない部分もあるかと思いますので、そういった情報をお聞きするというの

は意味があるかなと思いますけれど、その辺りを含めて、ちょっと検討してみたいと思っています。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。ぜひ検討していただいて、広報を乱用するということじゃないと思うんで、必要なことをやっぱり広報されるべきだというふうに思いますので、ぜひ検討のほどお願いします。

次の質問ですけれども、あらかじめ質問の通告の文書で一部訂正、削除をさせていただきたいと思います。8行目の昨年11月としていますが、一昨年の11月と訂正していただき、さらに9行目の前年も同様に1人は死亡しているとの文章は削除させていただきます。その上で伺います。

国内では、様々な軍用機の事故が多発しています。先月8月に入り操縦士は脱出できたものの自衛隊機F2は茨城県沖に墜落しました。また、今年5月には愛知県で自衛隊機が墜落、2人が死亡しています。また、昨年10月には沖縄・与那国島駐屯地から離陸しようとした自衛隊機オスプレイが左翼を地面に接触させる事故を起こしました。

米軍機について言えば、過去に戦闘機の墜落事故があったことは周知のとおりですが、一昨年11月には屋久島沖でオスプレイが墜落し、8人が死亡しました。また、今年7月18日には米軍オスプレイが機体の異常を感じ、秋田県大館能代空港に、同様に同月29日には岩手県花巻空港に突然の緊急着陸、民間空港への突然の着陸が相次いでいます。

屋久島沖事故を受け、米軍オスプレイは機体の点検が行われたと報告をされただけで、原因究明がないまま飛行が続いていますが、このような異常事態が相次いで発生している

ことは甚だ遺憾であります。米軍機・自衛隊機の低空飛行訓練が行われている地元町長としての所見を伺います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

重ねてのご質問にお答えをいたします。国内で様々な軍用機の事故が多発していることについての所見を伺うということでございます。

昨年来、自衛隊機及び米軍機による墜落や機体異常などの事故が多発していることにつきましては、私も懸念をしております。住民の不安を増幅するものであり、原因を究明し、再発防止策を講じた上で飛行再開されるべきものと思いますし、安全対策に万全を期した運行がなされるよう求めるべきであると考えております。以上です。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。町長から簡潔で的を射たご答弁をいただきました。それからオスプレイについては、今まで千葉の木更津自衛隊基地からこのたび佐賀県の佐賀空港横の駐屯地に17機のオスプレイが配置されたということであります。いわゆる点検整備などについては木更津でも行うというようなことも言われておりますので、行き来するわけですよね。そういう中にブラウンルートを使つての飛行が行われれば、いついかなる時に重大な事故が発生しかねないというふうに思いますので、そのことを改めて共有したいというふうに思います。

この質問の3つ目です。町長は低空飛行訓練の実態を客観的に調査するために、騒音測定器の設置について国による設置が望ましい

との見解を示されていますが、いまだに実現していません。

令和7年度の全国知事会の国の要望事項に、米軍の飛行等について国が責任で騒音測定機を増やすなど、必要な実態調査を行うことと記述されていることには敬意を表すのですが、若桜町は国の要望の結果にかかわらず、中国四国防衛局の騒音測定調査の再調査を含め、目に見える形で行動を起こすことが必要であると考えますが、所見を伺います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

重ねてのご質問にお答えします。目に見える形で行動を起こすことが必要と考えるが所見をとのお尋ねでございます。

目に見える形での行動というのが何を指すのかというのも明らかではございませんけれども、昨年の6月の一般質問でご答弁をいたしましたとおり、米軍機等の低空飛行に関することは、八頭町はじめ、東部の各町と連携をして町村会要望として鳥取県を通じて関係省庁に要望を行ってきておりますし、本年8月に副知事と中国四国防衛局長が会談された際にも要望されたというふうに伺っているところであります。

議員もご存じのとおり、防衛に関することは国の専権事項でございますので、例えば若桜町が中四国防衛局など国へ直訴することで状況が飛躍的に改善されるということは難しいのではないかと認識をしております。

積み上げてきた要望の成果が昨年騒音測定器を設置しての現地調査をされたということにつながったと思っておりますし、今後も鳥取県を通じて要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、現時点ではそれ以上のことは考えておりません。以上です。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。先ほどの答弁の中で、国の専権事項という言葉が出てきましたけれども、いつかの質問のやり取りの中で、国民の命や平和を考えるならば、憲法9条、平和を守るべき日本国憲法に専権事項の方が上になるということはある得ないというふうに私自身は思っています。

今のところ、国への要望、県を通じてやっていく以外に考えていないということなんですけれども、ちょっと低空飛行関係での情報も含めて私自身、再質問をしたいと思います。

『米軍機の低空飛行を止める』という名前の本が昨年12月発行されました。著者の大野智久さんは、米軍機がどのくらい低空を飛んだのか、測量機器も使いながらカメラの画像の分析や緯度、仰角、標高などの基礎データを基に、正確な高度と位置情報を提供され続けています。

大野さんには若桜町にも2014年、2015年の2回来ていただき、2回目は町長と懇談していただきました。当時は小林町長です。正月の3が日、元旦から一家団らの夜にけたたましい轟音を残し、超低空飛行が繰り返された時でもあり、小林町長の怒りの声が忘れられません。

私も所属する空はつながる低空飛行を考える会は、昨年、関係部局の当時の鳥取県盛田地域振興部長に対し、2023年から24年にかけて八頭町、若桜町で各1週間調査が行われたものの、ほとんど成果が得られなかったことを踏まえ、中国四国防衛局に対し、騒音測定調査期間の拡大を含む再調査の要請を行いました。その後進展がありません。その実現に向け、鳥取県に対し、町長からの強い要請の言葉を望むものでありますけれども、いかがでしょうか。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。昨年、八頭町と若桜町で3月と5月に、国のほうが調査に来られたということですけれども、その期間5日間、実際米軍機が飛ばなかったということもあり、今のところ、次につながっていないということだろうと思うんですけれども、これについては、町の方からも、その後再調査はないのかとか、調査結果を次にどういうふうに生かしていくのかということを県の方を通じて働きかけをしておるといところでございますけれども、今のところは進展がないということで聞いております。引き続き働きかけていきたいと思っております。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。ぜひ働きかけを強めていただきたいというふうに考えます。

大きな3番目の質問は、若桜学園の教育環境の現状についてであります。その1つ、子どもの生活環境はSNSなどで誘導され事件に及ぶなど課題は増大していると考えます。それに対応する子どもの健やかな成長を促進する教職員の皆さんの努力が続けられていると思います。教員の方々とともに、学年のスクールソーシャルワーカーなどの相談員、支援員などの専門性を生かした取組が必要と考えますが、それら職種の配置は十分なのか、教育長に伺います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。盛田教育長。

教育長（盛田恭司）

先ほどの中尾理明議員の質問にお答えいたします。子どもの生活環境は、今SNSなどで誘導され、事件に及ぶなど課題は増大していると考えている。教職員の方々とともに学園のスクールソーシャルワーカーなどの相談員、支援員など専門性を生かした取組が望まれるが、それらの職種の配置は十分なのかとのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、児童生徒を取り巻く環境は多様化・複雑化してきており、全国的な傾向としていじめ、不登校、児童虐待、SNS等に関わる今日的な課題など、生徒指導上の対応を要する事案は増加傾向にあります。こうした問題の背景には児童生徒の心の問題と子どもたちが置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていることがあり、学校でより効果的に対応していくためには教職員に加えて心理の専門家であるスクールカウンセラー、そして福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーと連携してチームで子どもの支援を行うことが重要でございます。

国においても平成29年3月には学校教育法施行規則の一部改正により、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが学校教職員の一部であることが明記され、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した教育相談体制の充実の必要性が示されているところでございます。

さて、若桜学園のスクールカウンセラー等の配置状況でございますが、現在スクールカウンセラー1名とスクールソーシャルワーカー1名を配置しております。スクールカウンセラーにつきましては、県の会計年度任用職員として中学校ごとに配置されているもので、学園には週1日5時間の勤務でございます。

業務といたしましては児童生徒、保護者のカウンセリングのほか、学年会議やブロック会議にも出席し、専門的な知見で所見を行っています。また、担任と連携して授業でアン

ゲーミングやアサーション等についての指導もしていただいているところがございます。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、町の会計年度任用職員でございまして、1日4時間、週2日勤務しております。

業務といたしましては、授業参観による児童生徒観察、児童生徒・教職員に対する教育相談、様々な情報を基にしたアセスメントシートの作成、個別の児童生徒に係るケース会議への出席、保護者面談や家庭訪問などを行っており、必要に応じて関係機関との連携等による相談体制も構築しております。

議員からはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の職種の配置は十分なのかとのご質問をいただいております、学園にも聞き取りをしましたところ、配置につきましては十分であるとの話を聞いております。

要因といたしまして、1つに学園に在駐していること、2つ目に児童生徒の観察をし、実態をしっかりと把握していること、3つ目に児童生徒に関する相談に対して素早くアドバイスがいただけること、4つ目に保護者へのサポート、家庭訪問等、適宜行っていることなどがございます。

なお、児童生徒の生徒指導上の問題等につきましては未然防止が大切でございますので、学園では教職員による見取りのほか、毎月いじめ等に関するアンケートを実施したり、1学期2学期はhyper-QU、これは教育心理検査でございますが、こうしたものを実施し、児童生徒の学校生活や友達関係等の現在の状況を客観的に把握したりして、教育相談、指導に努めているところでございます。

さらに、学園に心の相談員1名を配置し、日々の児童生徒の相談体制の充実を図っています。また、今日的な課題であるインターネットやSNS等に関する指導につきましては道徳や学級活動において指導を行っているところであり、また、警察や県教育委員会作成

の啓発チラシ等使って注意喚起も行っているところがございます。

今後もスクールカウンセラーなどチームで共同し、児童生徒の指導にあたることができるよう、環境整備に努めてまいりたいと思います。以上です。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。教育長の丁寧な学園の取組についてのお話し、非常に感銘を受けました。その当時やっていたというふうに思いますし、教職員の皆さんも並々ならぬ努力はあるであろうというふうにも推測します。

この間、9月新学期が始まる頃にNHKのEテレですか、「ハートネットテレビ」というのがありまして、心の問題について特集のテレビ放映がありました。

新学期になると学校に行きたくないというようなそういう子どもたちの思いが色々と語られていたのが印象的です。

そういう子どもたちへの寄り添った体制ができていうふうに思いましたので、さらに強めていただいて、子どもたちがよりよい学園生活が送れるように頑張っていただきたいというふうに思います。いじめなんかについてもそうですよね。いじめ・不登校が増えている中での大変な努力だと思いますので、頑張っていただきたいというふうに思うものです。

次に本年度の予算委員会で、教育長は部活動の地域移行に関して民間指導者を確保し、推進する方針であると説明されましたが、その進捗状況を伺います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。盛田教育長。

教育長（盛田恭司）

中尾理明議員の質問にお答えします。本年度予算審査特別委員会で、教育長は部活動の地域移行に関して民間指導者を確保し、推進する方針であると説明されたが、その進捗状況を伺いますとのご質問でございます。

部活動の地域移行につきましては、令和6年度に若桜町部活動地域移行検討協議会を5回開催し、若桜町においては地域連携型を基本に外部指導者を学園に配置し、休日の部活動を実施していくことを結論づけ、令和7年3月に若桜町立若桜学園中学校における部活動の地域連携・地域移行基本方針を策定したところでございまして、本年3月の予算審査特別委員会において、この方針を説明いたしたところでございます。

その後の状況といたしまして、本年6月の総務産業教育民生常任委員会におきまして、テニス部、卓球部、吹奏楽部、スキー部の4つの部について外部指導者の確保の目途が立った旨の報告をさせていただきました。

また、6月28日には外部指導者の方々にお集まりいただき、部活動の地域移行に係る説明を行い、併せて保護者の皆様にも外部指導者による指導の実施について文書にてご案内をしたところでございます。

実際の指導につきましては、季節性のあるスキー部を除くテニス部、卓球部、吹奏楽部の3つの部において7月より外部指導者による指導を行っていただいております。

また、夏季休業中に行われました鳥取県中学校総体、これはテニス、卓球でございますが、この引率も教員と一緒に同行していただいたところでございます。

また、外部指導者の方には生徒への直接的指導だけでなく、9月7日には県教育委員会が開催しましたスポーツ指導者研修会にも参加していただいております。

これは、運動、スポーツに関する基本知識や子どもの発達特性及び発達段階に応じた部

活動指導の在り方等について研修をしていただくもので、指導力の向上はもとより、指導者同士の情報交換等により、充実した部活動指導が図られるものと考えております。

現在、外部指導者による休日の部活動の指導はスタートしたばかりでございまして、教員と外部指導者の両者による指導となっておりますが、今後は学園や外部指導者の意見も聞きながら段階的に外部指導者のみによる指導にシフトしていきたいと考えております。

なお、国においては、現在、令和8年度以降の部活動改革の方向性等が議論されているところであり、地域移行という文言も地域展開に改められております。今後の国や県の動向を踏まえながらさらなる対応をしていきたいと考えます。以上でございます。

副議長（小林誠）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。6月の常任委員会で報告があったということ、そうだったなというふうに今、振り返っておりまして、重ねての質問だったことをお許しいただきたいというふうに思います。

最後には民間の方への移行だと思っておりますけれども、やっぱり教育的視点は大事だというふうに思いますので、そういう点で言うとやっぱり教員の方々との連携が引き続き求められるんじゃないかなということを思いますので、そこら辺を申し上げまして以上で質問を終わらせていただきます。

副議長（小林誠）

暫時、休憩いたします。

午前 11時15分 休 憩

午前 11時30分 再 開

副議長（小林誠）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて一般質問を許します。4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

皆様こんにちは。4番山本安雄です。今年は6月に梅雨が明け、9月現在まで記録的な猛暑が続き、今年は水分補給、外出を控えるなど、熱中症対策を心がけた方多かったのではないのでしょうか。また、外出するにあたっては、涼みどころ、クールスポットが設置されていることは安心して外出できたのではないのでしょうか。この暑さによって、米、野菜、果物など農産物の減収による高騰を心配しております。

また、7日の日ですけど、夕方、地元出身の国会議員、石破茂首相が突然辞任を表明されました。衆参少数与党の中、トランプ関税の問題、米不足、米の価格の問題ですね、それから賃上げ、経済対策など生活に密着した問題に取り組み、志半ばの辞任だったかと想像しております。

それでは通告した質問をいたします。まず、最低賃金上げの影響について質問いたします。令和7年8月23日付の日本海新聞では、「幅広い食品が値上がりし、家計を圧迫する状況が続く。7月の消費者物価指数は3.1%上昇となった。」と報道がありました。高齢化の著しい本町において、最低賃金が上げられると、町民の生活にどのような影響があると考えられるのか伺います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

山本安雄議員の一般質問にお答えをいたします。

最低賃金の引き上げを受けまして、高齢化

の著しい本町において、町民の生活にどの程度影響があるかとのご質問です。

最低賃金の引き上げは、働く方々の収入を底上げし、消費を誘発することにも繋がると考えており、地域経済の活性化が期待されるものです。

これは、働く高齢者にとっては直接的に収入が増えることとなりますが、年金受給者にとりましても、マクロ経済スライド、これは日本の公的年金制度において、人口減少や少子高齢化、平均寿命の伸びといった社会情勢の変化に合わせて、年金の給付水準を調整する仕組みですが、マクロ経済スライドによる調整はあるものの、公的年金制度では、現役世代の納める保険料が年金生活者への給付に充てられ、現役世代の賃金が上がれば年金額も引き上げられます。

一方で、町内には中小企業や小規模事業者が数多くあり、人件費のコスト増加を物やサービスに価格転嫁することで物価の上昇を招く可能性があります。特に、食料品や日用品、光熱費など、日々の生活に欠かせない分野への影響が懸念されます。

足もとで賃金上昇が追いつかない物価高が進む中、高齢化が進んでいる本町においては、年金など限られた収入の中で生活しておられる高齢者世帯が多く、年金額の引き上げが抑制された場合、物価上昇による支出の増加は、暮らしへの負担として現れる恐れがあります。

町民の生活にどの程度影響があるかとのご質問に明確にお答えすることは出来ませんが、町としましては、こうした影響について注視するとともに、今後の地域経済の動向や町民の生活状況を踏まえ、物価高対策等について、国、県への要望を行うとともに、町としても必要な政策を進めてまいりたいと考えています。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

先ほど、町長から経済の活性化になるというお答え、また、年金受給者の問題、中小企業の問題、そういうことを答弁していただきました。

全く私もそのことを心配しておりまして、実は年金の関係なんです、物価スライドとは言いながら、2023年の消費者物価指数は3.2%の上昇、ところが年金は2.5%ということで、そのままスライドするということではありませんので、先ほどありました若桜町内の年金受給者の方にはそれなりの影響があるものだと私も思っておりますし、今後、若桜町の町民の生活のことを注視して、その対策として県に申し上げることが必要だということ答弁をいただきました。

本当にほかの町村とは年代構成だとか、それからいわゆる中小企業の数だとか、そういうことからすると、全く他町村と同じような対策でいいのだろうかということをおもっております。

次の質問に行きます。2025年鳥取県最低賃金は現在957円、国が示した引上げ額の目安は64円、さらに9円上乗せの1,030円で適用されていきます。町内事業者へはどの程度の影響があるのか、町長の考えをお伺いいたします。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

2025年度鳥取県の最低賃金は現在957円で、引き上げ額の目安を64円とし、さらに9円上乗せの1,030円で適用されます。町内事業者へはどの程度の影響があるのか考えるのか伺いますとのご質問です。

近年、最低賃金は全国的に高い水準で引き上げられており、国は2020年代に最低賃

金の全国平均を1,500円とすることを目標に掲げています。また、鳥取県においても、令和6年度は900円から957円、令和7年度について、適用は10月からではありますが957円から1,030円へと2年間で130円の大幅な引き上げとなります。

仮にですが、A社の雇用が5人、1日7時間、月20日勤務とした場合、賃金だけでも2年分の引き上げにより2,184千円の増額となります。

これらのことから懸念されるのが、議員のご質問にもあります事業者への影響であり、先の質問でお答えしたように事業者は価格転嫁や生産の向上等により収益性を確保していくことが必要となってまいります。

町としましては、国や県が実施している中小企業への支援策、生産性向上関連支援等の活用促進や商工会と連携した経営相談により、事業者の皆様が、安定的かつ持続可能な経営が継続出来るように努めてまいりたいと考えております。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

試算をしていただいたりして、本当に、しっかり調べていただいたかなと思います。

若桜町の企業の中で、先ほど町長からありましたが、自前のところで価格転嫁ができるような業者っていうのはないと私思っていました。そういう意味からすると、例えば、以前の一般質問でもやったことがあるんですけれども、社会保険料事業主負担分だとか、そういう部分についてだとか、人材の関係ですかですね、県だったり国だったり、そういう助成制度があるっていうのは町長もご存じのとおりなので、こういうところもしっかり利用していただくような指導だったりということを、商工会の方々にはお願いをしなきゃな

らんのかなということとあわせて、商工課と行政とが、どういう形で色んな情報のキャッチボールをしていらっしゃるのか、ちょっとその辺がよく分からないので、ご存知の範囲内でお答えいただけたらありがたい。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。商工会とのキャッチボールということでございますけれども、毎年総会の場に私も出て、色々お話をし、状況をお聞きしたり、あと年に1回、意見交換会ということで執行部と議員の皆様と商工会とで課題について色々意見交換をするような機会は持っております。また、担当課の方でも日常的に色々やり取りをしているというふうに認識しております。以上です。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

はい。本当に商工会の方々にも、こういう状況の中で大変な思いをされているんだろうなということはとても想像しているところです。

ちょっと関連になってきましたので、2番目の買い物支援についての方に移ります。

トスク撤退後、Sマートが開店し、移動販売車の営業もされ、間もなく2年を迎えます。食料品に限らず、日用雑貨など生活必需品を販売している町内の店だと、特に個人商店なんです、こういうところも町民にとっては大切なお店だと思うわけですが、この事業継承について若桜町内どのようになっているのか。どう把握していらっしゃるのか。事業継承について把握が必要と思うところですが、町長の所見をお伺いいたします。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

生活必需品を販売している町内の店の事業継承について把握が必要と思うが、所見を伺うのご質問です。

まず、過去5年間における事業所の状況ですが、事業承継を行われた件数は4件、廃業については17件、その内飲食、日用雑貨に限ると5件でありました。

事業承継は、地域経済の持続と住民の生活を守るうえで、非常に重要な課題であると認識しております。

特に食料品や日用雑貨といった生活に欠かせない商品を取り扱う店舗が、後継者不在などにより廃業となってしまった場合、特に高齢者や交通手段の限られた方々にとって、日常の買い物が困難となるなど、生活に大きな支障をきたすことが懸念されます。また、こうした事業を失うことは、地域の雇用機会の減少や、さらなる人口減少にもつながる恐れがあります。

こうしたことから、これらの事業が円滑に引き継がれ、地域内で継続して運営されていくことは、町の活力を保つうえでも非常に大切であると考えます。

一方で、事業承継には、長年の顧客や地域との信頼関係、経営資源をそのまま引き継げるという利点がある反面、後継者の確保や資金面での課題、また家族の事情など非常に個別性が高く、行政が一律に状況を把握するのは限界がある側面もあります。

そのような中ではありますが、町といたしましても、事業者の皆さまが安心して承継に取り組めるよう、町支援制度、若桜町事業承継支援補助金の周知や、商工会との連携強化、さらには相談体制の充実に努めて参りたいと考えております。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

はい。全く私がこうあるべきだろうなと思っていたとおりのことでして、商工会の方も関わっておられて、業者の方とも色々相談だったりしていらっしゃると思いますが、商工会は商工会の中でやっぱり具体的な課題とか、それからこれからの計画といいますか、そういうようなことは、それなりに指導もされているという認識でもってよろしいんでしょうか。この辺、行政も把握してるというようなことでよろしいのでしょうか。確認させていただきたいと思います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。事業承継については商工会が本来の業務としてしっかりと取り組んでいらっしゃると認識をしております、色んなマッチングですとか、そういったことで成果も出されておるように聞いておりますので、町としてはしっかりそういった取組の情報も共有しながら進めていきたいと考えております。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

連携を強くして、情報を共有して、商工会のためでもありますし、町民のためということで引き続いてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に行きます。公共交通について。町営バス定期便は10月1日運行事業者が観光タクシー株式会社に変更されました。デマ

ンド便は運賃を一律200円とされます。共助交通のコミュニケーションタクシーは現在3路線運行されています。医療、買い物、各種イベントへの参加だとか、色々移動手段として皆さんが使われているというところがございますが、利用状況の今後の見通しについて町長のお考えをお尋ねいたします。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

若桜町の公共交通において「医療」「買い物」「各種イベント参加」などの移動手段として、利用状況が増えていくのか今後の見通しについてのお尋ねでございます。

地域公共交通の見直しにつきましては、今年の6月定例会の中尾議員の一般質問で詳細をお答えいたしました、現在、関係集落との協議や地域公共交通会議の開催など、見直しに向けた取組みを進めています。

共助交通については、各谷ごとにエリアを拡大する方針ですが、特に池田・吉川地区においては、全域を共助交通でカバーできる体制を構築するため、各集落の関係者と協議を始めているところでございます。

当面の動きとして、来たる10月1日からは、定時便の運行事業者が日本交通（株）から観光タクシー（株）に変更されることに合わせ、一部運行ダイヤの減便を伴う改正を予定しております。

定時便の減便への対策として、デマンド便を充実することとしており、車両を1台増やして3台体制にするとともに、運賃を一律200円にすることで、住民の負担軽減と利用しやすい環境の整備を図る事としております。

これらの見直しについては、減便となる関係集落へ説明を行い、了解をいただくとともに、8月26日に地域公共交通会議を開催し、ご承認をいただいたところです。

また、共助交通について、今定例会で条例改正を提案しておりますが、途中での乗降ができることを条例上明記して、柔軟な運行を可能としています。

こうした見直しにより、公共交通の利用は増えていくものと考えています。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

昨日の日本海新聞にも再編計画、それから町の在り方にあわせた公共交通網の再整備というようなことで掲載されておりますが、谷々、特に池田・吉川のことも言及していただきましたけれども、集落にしっかり説明をされたということですが、私自身はこの制度はなくてはならないものだとは認識はしておるんですが、町民の方々はこの説明に対してどういう反応を示されたのか、できるだけ早くやっていただきたいという思いがあつての問いなんですけれども、どういう反応があつたのかちょっと教えていただけますか。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それは地域コミュニティタクシーの関係ですかね、池田・吉川の。それにつきましては、実際集落の方で関係者の方々と話し合いをしております担当の企画政策課長の方から答弁を差し上げたいと思います。

企画政策課長（中島毅彦）

はい。お答えさせていただきます。各集落に出向きまして説明の方向っております。自治会長さん、それからコミュニティタクシーの運行管理者さん等に集まっていただき説明会を行ったところです。

基本的な説明としましては、ダイヤの改正とか、デマンド便の減額等々の話をさせていただいております、こちらにつきましては、空車等、利用者が少ないところの減便等についてはご了解をいただいているといった状況であります。

集落の中でも、なかなか利用しない状況もあるので、致し方ないというのが実態の声ですが、今後のことを踏まえまして高齢化が進んで、お年を召してこられますが、免許の返納とかということが考えられますので、今後、利用の機会も増えることもあるかなというような声も聞いております。

そこで併せまして、地域コミュニティタクシー、地域で取り組むような活用ができないかということでの議論の方も進めさせていただいております。

池田・吉川の方につきましては、理想としますと各集落の方で、エリアを分けたような形で運行体制が取れないかというような話も出ておりました。ここにつきましては、今、運行管理者等々、また、新たにやってもいいんじゃないかというような声も聞いておりますので、そこら辺も交えながら協議の方は進めているといった状況でございます。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

地元に、池田におるわけですが、なかなか住民の方と話をするには、ほぼほぼ同じようなことで、皆さん必要だよという方が私の周りたくさんあるわけですが、なかなか集落としてきっちり議論がされているのかなと思ったりするところもあります。しっかりと丁寧な、例えばこの説明が単位集落での説明なのか、数集落での説明なのか、例えば向こう5年先とか、将来的な話ですが、その辺のところがもう少ししっかり説明され

ていたらいいなと私ながらに思って関係者の方と話をするんですけれども、その辺りについてはどう把握していらっしゃるのか。その説明はこれで一応、皆さんで本当に、新聞にもありましたけれども、理解していただいているのかということで、再度確認させていただきます。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。池田・吉川地域につきましては、現行は吉川と落折・小船この2地区でコミュニティタクシーを運行していただいておりますけれども、このたび加地の集落が非常にやる気で何人か手を挙げていただいています、それに連動する形で吉川、そして落折・小船も池田全域をエリアにする形で運行しようと、今、機運が盛り上がりつつあるということでございます。

そこをどういう運行のし方にするのか、何台かで運行エリアを分けて運行する形にするのか、既に吉川と落折・小船は先行してありますので、どういうエリア分けでやっていくのかというようなことを、これから関係者の皆さんとしっかり協議を進めていくという、今そういう段階でございます。

そこで合意ができれば各集落の住民の皆様にもしっかりと情報伝達するような形を取っていきたいと思っているところでございます。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

本当に、今現在利用する人が少なくても、高齢者社会のトップランナーですから3年後はどうだ、5年後はどうだということを見据えると、早急に対策が必要なところだと私も

認識しております。

ただ、そうは言いながら、住民自身もやっぱり今の自分事として捉えてもらわないといかんという思いもあったりはするわけですが、引き続き丁寧な説明をよろしく願いたいと思います。

この制度といいますか、利用につきましても池田では集落支援員さん中心に色んな活動をなされていると。そういう中で公共交通利用と併せて地域のコミュニティも活発化していくんじゃないかなというようなことも私も期待していますし、町長も期待していただいているのかなと思っております。

こういう中で、今後検討する中で、行政として、今庁内で検討されています地域通貨ですね。こういうもの、いわゆる各種イベントに参加するコミュニティタクシーだとか、公共交通を利用する、それが何かの形でポイント付与の対象になるというような制度も検討してみられたらどうかなと思うところですが、考えがあれば教えていただけたらと思います。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

このコミュニティタクシーのエリアの拡大というようなことが、例えばイベントの参加とか、あるいはコミュニティの活性化につながっていくというふうに考えておりますし、また、今、地域デジタル通貨の導入を進めておりますけれども、この枠組みの中で住民にポイントを付与することで住民の行動変容につなげていくというような効果もあると思いますので、そういうイベントに参加をしたり、あるいは公共交通を使うということについても何らかのそういうポイントの付与ができないかなというようなことも今後検討していきたいと思っております。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

はい。ぜひとも検討していただいて、広範囲で色んなところで色んなコミュニティができて、そのコミュニティ同士がまた色んな関りがあったり、つながりが出てくるというそんな町に、公共交通だけじゃなくて、全体的に広がっていけばいいかなということを思っ
ての質問でございました。

副議長（小林誠）

昼を過ぎましたので、暫時、休憩いたします。

午後 1 時 3 0 分より再開します。

午後 0 時 1 5 分 休 憩

午後 1 時 3 0 分 再 開

副議長（小林誠）

休憩前に引き続き、会議を再開します。山本安雄議員には一般質問の途中、中断をいたしました。大変申し訳なく思っております。十分な答弁がいただけるように、残りの質問頑張っていたきたいと思います。それでは開始します。

議員（山本安雄）

はい。午前中に引き続いて一般質問をいたします。通告書の大きな4番、若桜町産材の利用促進についてということでございます。

まず、林業行政においては農林補助金の若桜町のかさ上げだったり、間伐材搬出・仕分経費助成、林道開設整備や機械導入、さらには人材育成の関係、事業主の社会保険料に対する助成など、幅広く若桜町としては林業には助成をされております。林業に対する若桜町の強い思いを感じるところでございます。

1 番目の質問でございます。若桜材利用促進事業補助金交付要綱が定められております。この事業は、町内で伐採、製材、建築をすると、そこにはまた町民が住んでいくという循環型の地場産業だと思っています。この事業の近年の利用状況についてお尋ねをいたします。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

引き続きまして山本安雄議員の一般質問にお答えをいたします。若桜材利用促進事業補助金の近年の利用状況を伺いますとのご質問です。

まず、若桜町産材利用促進事業費補助金について説明しますと、この制度は若桜町内で伐採・製材された木材を活用した木造住宅の建設、住宅の改修等に要する資金の一部を助成することにより、町産材の需要拡大と地場産業の振興に寄与することを目的として、平成 2 1 年度に創設したものです。

助成の内容としては、町産材使用量 1 m³あたりに 1 万円を乗じて得た額を助成するもので、1 件の限度額を 2 0 万円と定めています。

なお、活用にあたり、鳥取県産材の利用を促進する、県の住まいる支援事業で、県産材活用支援として、新築で最大 1 0 0 万円、改修で最大 5 0 万円を活用することが条件となっております。

近年の利用状況を伺うとのご質問ですが、過去 5 年間では、令和 3 年度に 2 件の助成があり、1 5 万円及び 1 3 万円行っておりますが、それを最後に令和 4 年から令和 6 年度までの過去 3 年間は利用実績がない状況となっております。参考として、この間県補助を活用された件数は 8 件でありました。以上です。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

事業内容の説明からありがとうございます。若桜町においては、令和3年に2件のみということで、ちょっと残念だなと思っています。県全体としても8件ということですから、全体的に多いということではないのかもしれませんが、林業の町ということでありますれば、さらに利用促進は必要かなと思っています。

このたびの決算説明資料を見ますと、成果・課題について言及してあるわけですが、近年、ほぼほぼ同じ内容の成果で課題も同じ内容であるような状況も見受けられるわけですが、課題解決のために、どんなことがなされているのだろうなと思ったりしているところです。この後の決算審査の中でも出てくるのかもしれませんが、その辺りのところ把握していらっしゃるところがあればお知らせ願えますでしょうか。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。若桜町の林業の課題というようなことかと思います。最初の朝のご質問でも若干触れたところでございますけれども、町内の素材生産というものが非常に伸び悩んでいるということがございます。

利用がなかなか進んでいかないというところも背景にはあるのかもしれませんが、やはり林道作業道の路網ですとか、あるいは林業従事者が不足をすとか、境界が不明確であるとかいったような課題がいくつかあって、なかなか木の搬出が伸びない、所有者の方も木を切ろうという、そういった状況にないといったことが背景にはあるかと思います。

そういった課題を1つずつ解決することで

搬出が増えていくということが地域経済への影響を考えた場合には非常に大事なことだと思いますし、併せて町内で伐採した木が町内で活用されるような、そういった環境をつくっていかないと、今は製材所から製材をしたものを外の方に出していくというようなことが中心になっておりますけれども、これをもう少し域内で循環をするような仕組みというものをしっかりとつくっていくということが、地域経済を潤していくということにつながっていくと思いますので、今後そういった視点を持って取り組んでいきたいと思っております。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

一般に言われています林業に対する色んな諸課題、町産材に限らず林業全体の課題というようなことで答弁いただいたと思っています。活用がしやすいような環境づくり、これは地元で活用すればこれほど循環産業としてはいいものはないと思っておるところです。

さらに効果を上げるという観点からしますと、この事業、県の事業もそうなんですけれども、例えば建築屋さんだったり、それから施主ですね、町民だったり、県民だったり、そのところがどこまで周知しているのかなと思って。何軒か町内でも新築しているところがあつたりするんですけれども、確認してみますけれども、詳しくご存じである方があまりなかったんですね。

なので、その辺のところにしっかりと周知をしていただけるようなことが必要ではないかなと思っておるところです。さっき町長が言われました県の住まいる事業ですね、あれのメニューを見ますと、新築もそうですけれども、改築であつたり3世代住宅だったり、色んなところが対象となつたりしておるとい

うようなこともあります。そういうようなことをさらに町民に、できれば県民と言いたところですけども、さらに町民の方々にも周知させるような、そういう活動も必要じゃないかなと思います。町長の考えをお聞かせください。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。重ねてのご質問にお答えをします。効果を上げるために町内建築関連事業者等に対する制度の周知をしてはどうかというご質問でございます。

まず、現状では広報わかさ等で制度をお知らせするというので、町民への周知を図っているところでございますけれども、制度創設後おおむね15年経過をしております、町内の建築関連事業者などの制度の理解も薄れてきておるとも感じております。

議員ご質問の主旨、要旨のとおり、町内の建築関連事業者ですとか、住宅改修を検討されている方、あるいは移住定住を検討されている方などへピンポイントで周知をすることも有効と考えますので、関係者と協議の上、周知を図っていきたいと考えています。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

関係者へさらに周知を図っていくということでございますが、この要綱の中でありました、1立方メートル1万円の助成という若桜町、隣の八頭町の方を見ますと、2万5千円というようなことになっていまして、林業の町としてもさらにそういうことの検討も併せてしてはどうかと思っておるところですけども、検討の余地はございませんか。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。制度を作ってから、先ほど15年経っておるということもありますし、また利用が進んでいないという現状もございますので、近隣の状況等も参考にしながら制度の見直しも検討してみたいと思います。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

はい。よろしくお願ひいたします。森林環境譲与税なんかの額の算定の中には森林面積ということも入っているということでありますので、ぜひ、前向きに検討お願いしたいと思います。

利用促進の中で、このたび、町では新町団地の造成ですね、分譲だとか、賃貸住宅用を造成されて、これから応募をかけるというような話でありました。そこでも、誰が購入されるのかどうか分かりませんが、その施主の方や業者の方にもしっかりと周知される、場合によっては、例えばここまではちょっと厳しいのかなと思うところもあるんですけども、町産材の促進について、ある程度条件的なものにするとかいうようなことも、検討してみてもどうかと思います。町長の所見をお伺ひいたします。

副議長（小林誠）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。新町の住宅団地もこれから売り出しますけれども、そこで新築される方々にも、この町産材の利用ということを呼びかけてみ

たいと思います。それを条件にするというのはハードルを高めることになりますのでなかなかできないですけれども、しっかりと町産材を使っていただけるような環境をつくっていきたいと思います。

副議長（小林誠）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

はい。確かに分譲住宅購入にあたって町産材使用が条件ですよというのは厳しいことかもしれませんがけれども、林業の町として強力に事業を進めていきたいという思いで質問をいたしました。私の質問は以上で終わります。

副議長（小林誠）

これで一般質問を終結します。暫時休憩いたします。

午後 1時44分 休 憩
午後 1時50分 再 開

副議長（小林誠）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第2

議案第73号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第4号）議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第74号 令和7年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第75号 令和7年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 7 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 5 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 5

議案第 7 6 号 令和 7 年度若桜町後期高齢
者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題と
します。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結します。

議案第 7 6 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって、議案第
7 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6

議案第 7 7 号 令和 7 年度若桜町赤松団地
造成事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題
とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 7 7 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 7 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 7

議案第 7 8 号 令和 7 年度若桜町索道事業
特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 7 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 8 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 8

議案第 7 9 号 令和 7 年度若桜町簡易水道
事業会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第9

人権擁護委員候補者の推薦について、を審議します。

町長から、若桜町大字若桜〇〇番地 永原孝一さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれと、若桜町大字高野〇〇番地〇〇 徳田考重さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれと、若桜町大字若桜〇〇番地〇〇 森田真由美さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれを、人権擁護委員の候補者として推薦することにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に意見を求められています。

お諮りします。

ただいまの3名について、人権擁護委員候補者の推薦にあたり、求められている意見を「適任」とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、本件に関する議会の意見は人権擁護委員候補者の推薦にあたり、求められている意見を「適任」とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時58分 散 会